四日市市病院告示第4号

市立四日市病院低入札価格調査試行要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 令和4年4月1日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院低入札価格調査試行要綱の一部を改正する要綱

市立四日市病院低入札価格調査試行要綱(平成27年四日市市病院告示第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
市立四日市病院低入札価格調查 <u>実施</u> 要綱	市立四日市病院低入札価格調査 <u>試行</u> 要綱
(平成27年1月1日四日市市病院告示第	(平成27年1月1日四日市市病院告示第
2 号)	2 号)
(目的)	(目的)
第1条 (略)	第1条 (略)
(準用)	(準用)
第2条 低入札価格調査の <u>施行</u> について	第2条 低入札価格調査の <u>試行</u> について
は、別に定めるもののほか、四日市市低	は、別に定めるもののほか、四日市市低
入札価格調查 <u>実施</u> 要綱(平成20年四日	入札価格調査 <u>試行</u> 要綱(平成20年四日
市市告示第362号)の規定を準用す	市市告示第362号)の規定を準用す
る。	る。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。
- 2 市立四日市病院病棟増築・既設改修工事低入札価格調査実施要綱(平成21年四日市市病院告示第4号)は、廃止する。